

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し文書による 警告を発しました

令和7年9月18日に東北運輸局及び東北運輸局青森運輸支局が岩手県北自動車株式会社の八戸営業所に対し監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、青森運輸支局長は以下のとおり文書による警告を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：岩手県北自動車株式会社 代表取締役社長 鈴木 拓
(法人番号：2400001005014)
岩手県盛岡市厨川1丁目17番18号

営業所：八戸営業所
青森県八戸市大字是川字二ツ屋6番79

2. 行政処分等年月日 令和7年10月15日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

4. 違反の概要

(1) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以上

《問合せ先》

東北運輸局 青森運輸支局 輸送・監査部門
担当：高原、三浦

TEL：017-739-1501

音声ガイダンス3番